

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に
おける補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書について

道路は、地域経済の活性化や社会活動を支えるとともに、市民の安全・安心を確保し、災害時には緊急輸送路として機能するなど、市民生活に欠くことのできない重要な社会資本の一つです。

しかしながら、当市の道路事情は、国道8号築瀬北交差点の慢性的な交通渋滞の解消をはじめ、琵琶湖から鈴鹿につながる道路や名神高速道路八日市IC、蒲生スマートIC、JR能登川駅など交通結節点への接続道路の整備が急務となっています。また、869kmにも及ぶ市道の改築や急速に進む道路施設の老朽化対策を一層推進する必要があります。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、平成29年度までの時限措置として補助率等を嵩上げし、道路整備の促進に対する特段の配慮がなされていますが、この措置が終了した場合、地方の財政負担が増加し、道路整備の推進に加え、老朽化対策にも大きな影響が及ぶこととなります。

また、当市をはじめ地方創生や人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいる地方自治体にとって、補助率等の嵩上げ措置の廃止は死活問題であり、全国各地で取り組まれている地域づくりに影響を及ぼし、地域活力の低下を招くことが危惧されます。

よって、国におかれては、継続的かつ着実な道路整備を推進するため道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月26日

滋賀県東近江市議会議長 市 木 徹

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣